

2 資産課税

(1) 相続税の課税ベース及び税率構造の見直し

低下してしまった相続税の再分配機能の回復、格差固定化を防止する観点等から、相続税の課税ベース拡大を図り、税率構造の見直しが図られることになりました。

改正内容

①相続税の基礎控除の見直し

格差固定化の防止、相続税の再分配機能・財源調達機能の回復の観点から、基礎控除が「3,000万円+600万円×法定相続人数」へ引き下げられます。

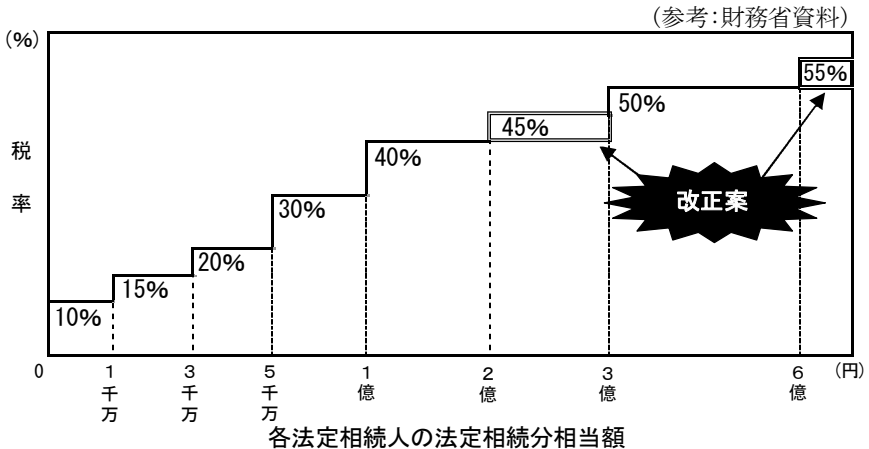
	現行	改正案
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円に法定相続人数を乗じた金額	600万円に法定相続人数を乗じた金額

●適用期日等:平成27年1月1日以後の

相続または遺贈により取得する財産に係る相続税

②相続税の税率構造の見直し

高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造が見直されます。



<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる各人の取得金額	現行		改正案	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%		10%	
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

<相続税の改正前後比較>

○配偶者と子2人の場合

（配偶者は法定相続分を相続するものと仮定。
配偶者の税額は常にゼロになると仮定。）

正味 遺産額	相続税額		
	現行	改正案	増税額
5,000万円	0万円	10万円	10万円
1億円	100万円	315万円	215万円
3億円	2,300万円	2,860万円	560万円
5億円	5,850万円	6,555万円	705万円

○子2人の場合

正味 遺産額	相続税額		
	現行	改正案	増税額
5,000万円	0万円	80万円	80万円
1億円	350万円	770万円	420万円
3億円	5,800万円	6,920万円	1,120万円
5億円	13,800万円	15,210万円	1,410万円

●適用期日等：平成27年1月1日以後の相続

または遺贈により取得する財産に係る相続税

ポイント

相続税の基礎控除圧縮については増税論が多いですが、下記(3)の小規模宅地等の特例の限度面積が拡大されるので、比較的地価が高い地域の宅地を相続するケースでは、特例計算後の課税価格が低くなり、結果的に税額が出なくなることも考えられます。また、平成23年度税制改正時に改正項目として挙がっていた「死亡保険金に係る非課税制度の見直し」については今回の改正項目には挙がっていません。